

上水道配水管の布設工事について

小郡市では、市民の方が上水道配水管の布設工事を行う際に、下記の要件を満たす場合に限り、その工事費用の一部を負担します。ただし、敷地内に給水装置を設置する工事費用を除きます。

【適用範囲】

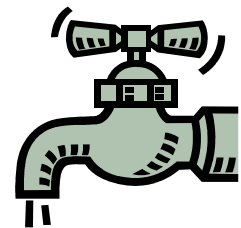
下記のいずれかであるもの。ただし、開発行為や営利を目的としたものは対象になりません。

- (1) 一戸建ての専用住宅、または併用住宅
- (2) 宅地（建築確認を受けたもの）

【適用要件】

下記の要件をすべて満たすもの。

- (1) 宅地に接する道路に配水管がない、または配水管が給水管の分岐に必要な口径を満たしていないこと。
- (2) 工事施工箇所が公道（国道、県道、市道、里道）であること。
- (3) 三井水道企業団が施工するものであること。
- (4) 配水管の布設後は、速やかに水道を利用すること。



【内 容】

配水管布設工事費の4分の3を小郡市が負担し、4分の1を申請者が負担します。

【申請方法】

申請者（複数申請の場合は代表者）は、以下の書類をそろえて、生活環境課の窓口に提出します。

- (1) 配水管布設申請書
- (2) 周辺地図
- (3) 建築確認証の写し（宅地の場合のみ）

【分担金の納付】

市は、配水管の設置を決定したら、申請者（複数申請の場合は代表者）に対して「配水管布設決定通知書」を郵送しますので、申請者は、同封の納付書で分担額を納付します。市は、分担金の入金を確認しだい、工事手続きを開始します。

※ 分担金の納付後は、工事終了後の精算による還付金以外は、原則返還しません。

【分担金の精算】

市は、配水管の工事が終了したら、分担金を精算するために、申請者に対して「工事分担金確定額通知書」を郵送します。

- (1) **還付金がある場合** ➡ 市は、還付金の「請求書」を郵送します。申請者（複数申請の場合は代表者）は、署名・捺印のうえ還付金の振込先を記入し、返送します。
- (2) **追徴金がある場合** ➡ 市は、追徴金の「納付書」を郵送します。申請者（複数申請の場合は代表者）は、納付期限までに追徴金を納付します。

【申請の変更】

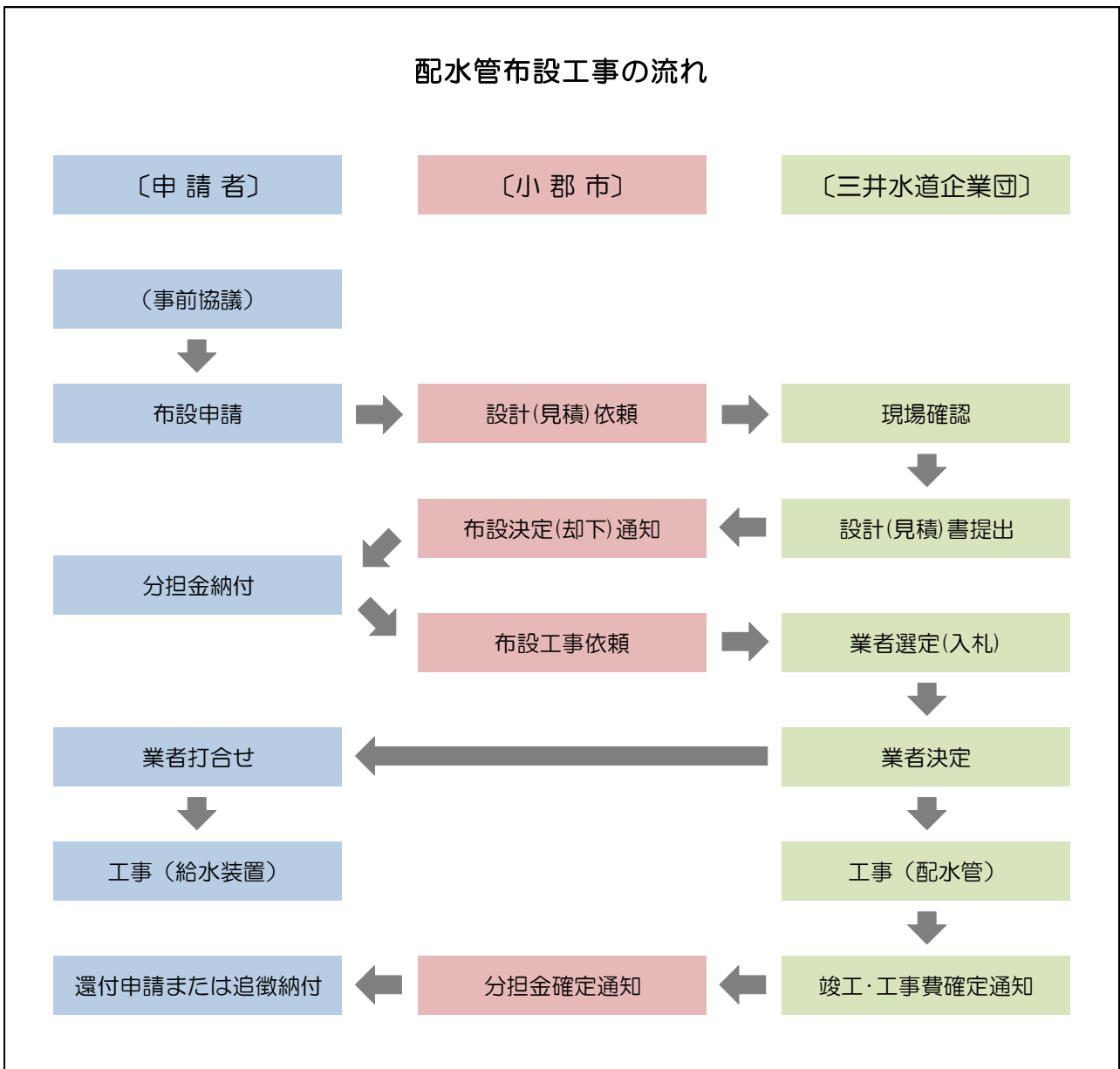
申請者(複数申請の場合は代表者)は、申請書提出後に、下記のいずれかの変更がある場合は、市が工事手続きを開始する前までに、「配水管布設(変更・中止)承認申請書」による届出が必要です。

- (1) 申請者数の変更
- (2) 申請代表者の変更
- (3) 配水管布設要望の取下げ

【手続きの日数】

手続きには、おおむね以下の日数が必要です。工期はゆとりを持って設定してください。

- (1) 申請書の提出から決定通知まで ➡ 約3週間
- (2) 分担金の納付から工事着工まで ➡ 約2か月



【問合せ先】

- 申請・手続きに関すること 小郡市生活環境課環境係 ☎72-2111(内線 152・153)
- 工事に関すること 三井水道企業団管理課 ☎72-5106